

高齢者火災予防機器給付助成事業

高齢者世帯の家庭内での火災発生による緊急事態の不安を解消するとともに、その生活の安全を確保するため、自動消火装置・電磁調理器を設置する場合にその費用の一部を助成します。

★対象者

- 65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯および高齢者のみの世帯
 - 日中独居（65歳未満の同居者が就労等の理由により、常時6時間以上高齢者のみ世帯となる日が週3日以上の場合）の世帯
- ※いずれも市内に住所を有する者に限る。

この事業による自動消火装置、電磁調理器の助成は、世帯に、それぞれ一回限りです。

★費用

- 市民税 非課税世帯の方：機器ごとに定められた限度額以内であれば無料
- 市民税 課税世帯の方：機器ごとに定められた限度額以内であれば1割負担

★対象品目および限度額

- 自動消火装置【限度額：28,700円】
 - 電磁調理器【限度額：41,000円】
- ※限度額を超えた額については本人負担になります。

★申請方法と流れ（申請書はホームページからダウンロードできます。）

- 1 機器を扱っている業者に、機器の見積もりを依頼してください。

購入前の事前申請が必要です。

- 2 申請に必要なものを用意し、申請してください。

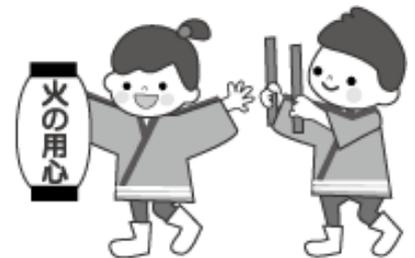
<申請に必要なもの>

- 高齢者火災予防機器給付助成申請書
- 希望の機器の見積書
- 希望の機器のカタログ（コピー可）
- 家族の勤務等状況届（日中独居の世帯に該当する場合のみ）
- 家屋所有者承諾書（賃貸住宅などの場合のみ）

- 3 給付が決定した場合、市から「決定通知書」及び「現品受領書」が送付されます。

※見積業者には「高齢者火災予防機器給付通知書」を送付します。

- 4 業者に連絡し、機器を受け取ってください。その際、「現品受領書」（必要事項を記入・押印してください）と本人負担費用を、業者に渡してください。



★注意事項

受領委任払い（申請者が業者に対して自己負担額のみを支払い、機器を受け取ること）ができない業者の場合には、この制度を利用することができません。市の負担分は市から直接、業者に支払います。

★申請窓口

市役所 1階高齢福祉課、各地域包括支援センターまたは各福祉相談センター

【お問い合わせ】立川市高齢福祉課業務係 523-2111内線 1474